



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.3(75 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222044)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



75

極秘

三三〇七(一) (三三〇七) 新安保条約の要綱(修正稿) 一〇一九号の命令に於て改訂された新安保条約の要綱(修正稿) 外務省(三三〇七) 四〇七(一)

新安保条約は、日米兩國において民主主義の諸原則の尊重、日米兩國の友好関係の緊密化、経済的協力の促進を旨とし、かつ、國際の平和と安全の維持を目的とする國連憲章の原則に従い、憲法の範圍内においてわが國の安全を確保せんとするものである。

一 兩締約國は國連憲章の原則に従い國際紛争を平和的に解決することとし、國連の目的に違背するような武力の行使又は武力による威嚇を行わない。

武力攻撃があつた場合これに対して執られた對抗措置は直ちに安全保障理事会に通報され、理事会が平和回復の措置を執つた場合は直に終止される。

二 兩締約國は國連の平和維持機構としての機能の強化に努力する。三 兩締約國は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好關係の強化に努め、さらに経済的協力關係の緊密化に努力する。

三 兩締約國は、個個にまた相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するためのそれぞれの能力を、憲法の範圍内で維持發展させる。

四 兩締約國は本条約の実施に關し隨時協議するとともに、日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認める場合はいつでも協議する。

五 兩締約國は、日本の施政の下にある領域において、いずれか一方に対して攻撃があつた場合は、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動する。

六 米軍は、日本國の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、日本にある施設及び区域を使用することができる。

七 本条約は、発効後十年を経過した後は、いずれの當事國も一年の予告でこれを廢棄しうることにするとともに、國連が日本區域の平和と安全のため十分の定をする措置を執つたと双方が認めると

きは、いつでも効力を失うものとする。
八 批准条項を置く。また、本条約が発効すれば現行安保条約は消滅
することとする。

九 米軍の日本への配置及び装備における重要な変更並びに米軍が施
設区域を日本防衛のため以外の目的で作戦行動の基地として使用
することは、日本政府との事前協議の主題たるべきことを附属交
換公文により明らかにする。